

『散木奇歌集』八五六番歌注の伝承と変容

—「注釈の世界の〈日本紀〉」生成の一事例—

福島 尚

— はじめに

中世の「伊勢物語」の注釈の一本である『彰考館本伊勢物語抄』に、「伊勢物語」第二百十段の和歌「近江なるつくまのまつりとくせなんつれなき人のなへのかすみむ」についての注釈に關連した次のような記述が見いだせる。

にほんぎに、いはく、うさかのもりとて、ゑちうの国にあり。そのもりに、かみおはず。その神のまつりの日、ねぎのとを申時に、そのとしのうちに、おとしたるかみおを申さずる也。さて、すはゑもちてをんなのしりをうつ也。されば、しりうちのまつりとなんいへり。その心をまんようすに、いかにせむうさかのもりにみをすれば

君がしものかずならぬ身を

此哥のこ、ろは、怨のこ、ろなり。わがこふる女の、あひみ

たらましかば、かのまつりの日、咒言まうされて、しもとには、かの女うたれなましとよめり。楯、しもと。みをすればとは、神にく物をそなふるをいふなり。進食とかけり。しむしよくをば、みをしすと読也。(片桐洋一「伊勢物語の研究資料編」明治書院 昭和四十四年による。但し、私に句読点を改めた部分がある。)

この記述によれば、越中国のうさかのしりうちのまつりのことは「にほんぎ(日本紀)」すなわち『日本書紀』にあるというが、実際に『日本書紀』にあたっても見いだせないし、また「まんようす(万葉集)」にして引かれる和歌も、『万葉集』に見いだせない。つまり、これは中世古注にしばしば見られる「注釈の世界の〈日本紀〉・「中世万葉擬歌」(以上の術語については、徳江元正「中世古注と能」(『国文学 解釈と鑑賞』第五九卷一 一 号 平成六

年十一月)及び片桐洋一「中世万葉擬歌とその周辺」(「万葉」一二六号昭和六十二年)を参照)の一事例であると思われるが、本稿においては、この事例においてかかる現象が生じた経緯を明らかにし、以下に記述してみようと思う。

二 鵜坂の尻打ちの祭の話の源泉

『彰考館本伊勢物語抄』にみられるような、うさかのしりうち祭の話とそれを本説として詠まれた和歌とを記した、最古の文献は『俊頼髓脳』であると思われる。該当部分を以下に引用する。

いかにせんうさかのもりにみわすともきみかしもとの
かすならぬみを

これは越中(後イ)国にうさかの明神と申す神のまつりの日、榊のしもと、「イ无」して女のおとこしたるかずにしたがひてうつなり。女のそのをりになりて、祢宜にしりをまかせてふせり。ねぎ、しもとをもちて数をとふ。かずのごとくに、はじめのなべのごとし。おほる(「かい」るおんなは、はちがましさにかくしてすこしをいへば、たちまちには、はなちに「にはなちに」の五字「イ无」とす)はなちあえ(本ノマ、)て、まさまにはちがる(「まい」しきことのあるなり。たゞし、ふるき哥のみえねば、俊頼が哥をしばしかきて候なり。

右の引用は、京都大学附属図書館蔵久世家旧蔵「無名抄 俊頼」(以下、久世家本と略称)により、和歌の部分を除いて私に濁点・句読点を付し、原本の傍記は括弧にくくって該当部分に注記した。また、隅付き括弧でくくった部分は、引用者の私注である。この「俊頼髓脳」の記事と『彰考館本伊勢物語抄』の記事とを比較してみると、『俊頼髓脳』では、しりうちの祭の話を日本紀によるともしてないし、和歌も源俊頼の自詠としているし、またその三句目も「みわすとも」となっていて『彰考館本伊勢物語抄』の「みをすれば」とは異なっている。念のために、広本(広本・略本の分類は、赤瀬知子「俊頼髓脳」における享受と諸本―諸本論のための試論―(「国語国文」第五十二巻八号 昭和五十七年八月)による)においては、久世家本と同系統の静嘉堂文庫蔵「無名抄 俊頼」・宮内庁書陵部蔵「無名抄 俊頼」(久曾神昇氏の分類において顕昭本完本とされていたもの)や国会図書館蔵「俊頼髓脳」(所謂「定家本」、以下、国会本と略称)、略本においては、島原松平文庫蔵・彰考館蔵・宮内庁書陵部蔵の「唯独自見抄」三本を参照してみたが、国会本及び「唯独自見抄」三本において、和歌の三句目が「みはすとも」となっている他は、問題のある異同は見いだせなかつた。

さて、問題の和歌は、『俊頼髓脳』にあるとおり、俊頼の詠歌であつて、彼の家集である『散木奇歌集』第六神祇の部にも見

いだされる。関根慶子・大井洋子『阿波本散木奇歌集 本文校異篇』（風間書房 昭和五十四年）によって次に引用する。但し、校異には『冷泉家時雨亭叢書 第二十四卷 散木奇歌集』（朝日新聞社 平成五年）によって、私に冷泉家本との校異を加える。なお、この和歌は、関根・大井前掲書では、八五六番という和歌番号が与えられており、『新編国歌大観』においても同じ和歌番号が与えられているので、以下、『散木奇歌集』八五六番歌（あるいは、単に八五六番歌）と呼ぶことにする。

春宮大夫公実の許にてこひの心を

いかにせんうさかのもりに身わぬとも君かしものとのかすならぬ身を

「校異」「公実の」大「公実か」。「許にて」冷泉家本「もとへ（へ）」を「に」に見せ消ちて。終りに、大「よめる」あり（冷泉家本も「よめる」あり）。歌「身わぬ」類・神甲・岸「みはず」、大（冷泉家本も）「みわす」、尚「身えす」。

関根・大井前掲書においては、阿波本を底本として、それに、宮内庁書陵部蔵本（十卷）・静嘉堂文庫蔵間宮永好本（十卷）・群書類従本（十卷）・内閣文庫蔵大野広城本（十卷）・神宮文庫蔵二冊本（八卷）・国会図書館蔵岸本由豆流旧蔵本（十卷）・国会図書館蔵尚舎源忠房旧蔵本（八卷）を校合しているが、右の校異によれば、この和歌の三句目に本文のゆれが見いだされる。即ち、阿

波本・書陵部本・間宮本で「身わぬ」とあるところが、群書類従本・神宮文庫甲本・岸本本では「みはず」、大野本・冷泉家本では「みわす」、尚舎本では「身えす」となっている。そうすると問題となるのは、俊頼の和歌として原初的なのはいずれの本文であるかということであるが、これはなかなかの難問である。草稿本的人格を有する特異な本かといわれる（川村兎生『冷泉家時雨亭叢書』第二四卷解題「朝日新聞社 平成五年」）新出の冷泉家本を除く流布本諸本は、関根慶子『中古私家集の研究』（風間書房 昭和四十二年）によれば、群書類従本系統と内閣文庫蔵大野広城本系統とに大別され、それらの諸本中で想定される一六二二首の全てを有する最善本は群書類従本系統の阿波本であって、阿波本の字句の細部の誤脱を、同系統諸本並びに他系統諸本と照合して補ってゆくのが、『散木奇歌集』の本文整理のあるべき方法であるといわれてはいる。しかし、平澤五郎『散木奇歌集伝本考』（『斯道文庫論集』第二十三輯・第二十七輯 昭和六十三年・平成四年）によれば、流布本諸本中には証本として確たる古鈔本の伝来をみぬとともに、其の撰述経過も分明ならず、更には伝写本の経由も唐突にして祖系も辿るべくもなくして言わば跋行的な変遷のなかに転移していた感が残り、『散木奇歌集』本文の晦渋性による訓詁注釈を基底とする本文校訂は自ら伝本としての原態を漸次変形化させるに至ったことは否みがたいということであり、また阿波本も

『散木奇歌集』の最終形態を具備する伝存本として措定するほかはないようであるけれども、阿波本をもつて絶対的な善本と考えるかどうかは考慮の余地があるようである。今問題としている八五六番歌についていえば、阿波本等では、三句目が「身わぬとも」とあるが、このままでは意味が通じないようである。そのため、たとえば、池田富蔵『源俊頼の研究』（桜楓社 昭和四十八年）中の第四編「俊頼と『説話歌』論考」の第二章「俊頼の説話歌論」において

散木集のこの歌には「春宮大夫公実の許にてこひの心を」の題詞があり、「色葉和難集」には俊頼の説明をそのまま引用し、同じく俊頼のこの歌を例示している。ただ、「日本紀第七にみえたり。」とその出典を明らかにしているのは「和歌色葉」によつたものようである。しかし「和歌色葉」には「みをすれど」とあり、「みをすればとは神に物まぬらすをいふ也。進食とかけり。進食とはみをしすとよむなり。」と「俊頼口伝」にない説明を加えている。「色葉和難集」には「みわすとも」とあり、群書類従本「散木奇歌集」では「みわすとも」とある。散木集の間宮本、図書寮本では何れも「身わぬ」、神宮文庫乙本、尚舍源忠房旧蔵本、大野広城本、上賀茂三手文庫蔵本、岸本由豆流旧蔵本はいずれも「見え」とあり、これは俊頼口伝の訓と一致している。これによ

れば意味も明かになり、俊頼の原歌もおそらくこの訓みではなかったかと思われる。

などと述べられているのであるが、『散木奇歌集』諸本の異同に關する記述は、後に關根・大井前掲書で訂正が加えられる以前の關根氏の旧著『散木奇歌集の研究と校本』（明治圖書出版株式会社 昭和二十七年）における錯誤を含む校異に基づいているようであり、なおかつ、参照された『俊頼髓腦』も必ずしも善本ならざり、『日本歌学大系』本であるようなので、右の見解には従えない。

『俊頼髓腦』の比較的信頼の置ける本によるならば、三句目はむしろ「みわすとも」あるいは「みはすとも」であり、さらに藤原定家が書写せしめた冷泉家本の本文「みわすとも」を参照すれば、確定的なことはいえないが、当該部分はもとは「みわすとも」となっていたのではないかと考えられる。

しかし、そのように本文を措定してみても、八五六番歌は難解な歌である。いま試みに、村上忠順『散木奇歌集標注』をみると、問題の箇所には「三句みはすともはみわにて神酒ミカヅ為ともによ」と注し、神に祭る酒「みわ」の用例として『万葉集』二〇二番歌を引いている。「みわ」の用例としては、俊頼自身が『俊頼髓腦』ものせ、「みわ」即ち「神酒」の用例として知っていた『万葉集』三三二九番歌「いくしたてみわすゑまつるかんぬしのうすの玉かけみればともしも」を引いたほうが良いように思われるが、そう

した用例によって「みわす」を忠順のいうとおり名詞「みわ」のサ変動詞化と見てよいかどうかなお検討すべきかと思う。

三 八五六番歌注の伝承と変容

八五六番歌は、俊頼自身が「俊頼髓脳」に「ふるき哥のみえねば俊頼が哥をしはしかきて候なり」というように、従来和歌には詠まれなかった素材を和歌の詠作に持ち込もうとした俊頼の新しい試みであつて、うさかの祭りを歌材とした後続作は、管窺の限りにおいては、俊頼の子である俊恵の「さもこそは君をいのらめなぞやこはうさかの森の神もつれなき」（「林葉集」七四〇番、「新編国歌大観」本）や津守国冬の「打ちはへてうきもうからず成りやせんうさかのつゑのかずならぬ身は」（「嘉元百首」二二六七番、「新編国歌大観」本）ぐらいで、ほとんど詠作の世界には浸透しなかつたようだが、八五六番歌注自体は、院政期・鎌倉期の歌学書の世界の中で伝承されている。

滝沢貞夫「『和歌童蒙抄』について」（『中古文学』二四号 昭和五十四年）にいわれるように、藤原範兼の『和歌童蒙抄』（元永元年（一一一八）〜大治二年（一一二七）頃の成立か）は、『俊頼髓脳』の多大な影響を受けて成立した歌学書である。次に引用する八五六番歌注も、『俊頼髓脳』を出典としていると考えられる。なお、引用は『原装影印版古辞書叢刊』の尊経閣文庫蔵本の複製本によ

り、私に濁点・句読点等を付す。

イカニセムウサカノ森ニミラスレド君ガシモトノ数ナ
ラヌ身ハ

ウサカノ森ハ越中ノ国ニ在。其神ノ祭ノ日、欄宜ノノト申時
二年ノ中ニ女ノ男シタル、男ノ女シタル数ヲ申サスル也。サ
テスハエヲ持テ、女ノシリヲウツ。サレバシリウチノ祭リト
ナン云伝ヘタル。又ミラスレドトハ、神ニモノヲマキラスル
ライフ。進食ト書リ。委見日本紀第七。

これを「俊頼髓脳」の該当部と比較して注意されるのは、「和歌童蒙抄」において、歌の三句目が「ミラスレド（静嘉堂文庫本では「ミラスレバ）」と異なっていることと、それに伴って「和歌童蒙抄」には「又ミラスレド（静嘉堂文庫本では「ミラスレバ）」トハ、神ニモノヲマキラスルライフ。進食ト書リ。委見日本紀第七」という「俊頼髓脳」には見えない注釈が存在することである。また問題の和歌の作者を誰ともことわっていない点も注意される。

『和歌童蒙抄』の「又ミラスレド（静嘉堂文庫本では「ミラスレバ）」トハ、神ニモノヲマキラスルライフ。進食ト書リ。委見日本紀第七」の意味するところは、「ミラスレド（ミラスレバ）」という句は神に物を捧げることをいい、それは漢字表記すると「進食」となる、そしてその語についての委細は、『日本書紀』卷

七に見える、ということであろうと思われる。試みに『日本書紀』中に「進食」の用例を探ってみると、巻七景行紀に四例、巻九神功撰政前紀に一例、巻二十八天武紀に一例の計六例が見いだされる。一々用例は示さないが、そのいずれもが、「みをしす」と訓んで、天皇ないしは神功皇后・日本武尊といった天皇に準ずる者が食事をなさるといふ意味で用いられている。そのような『日本書紀』における「進食」の用例に関する知識を援用することによつて、範兼は問題の和歌に解釈を下しているわけだが、三句目を「ミラスレド（ミラスレバ）」としている点是不審である。

山田洋嗣『和歌童蒙抄』の注釈―「古歌」の問題を中心として―（『和歌文学研究』第四九号 昭和五十九年）によれば、『和歌童蒙抄』において範兼は、注を付ける歌句のため、あるいはその注自体（それらの多くは漢籍か『日本書紀』の故事である）を示さんがために「古歌」と称して和歌を偽作しているらしいということである。『和歌童蒙抄』にそのような現象が見いだされるとするならば、いま問題としている和歌は、「古歌」として一首全体が偽作された和歌ではないけれども、「ミラスレド（ミラスレバ）」という句は、「又ミラスレド（ミラスレバ）トハ、神ニモノヲマキラスルライフ。進食ト書リ。委見日本紀第七」という『日本書紀』に関する知識に基づく注を示さんがためにことさら改変せられたものではないかと考えられそうに思われる。範兼は東宮

学士・大学頭を勤めた当代一流の儒者であり、『和歌童蒙抄』において大々的に漢籍や『日本書紀』等の国史や仏典等の故事を導入して儒家系の歌学を樹立したとは、例えば滝沢前掲論などにいわれるところであつて、その注釈における『日本書紀』の多用と先に述べたような「古歌」偽作に見られる注釈態度よりして、そのように判断したいと思う。『俊頼髓脳』を見ておりながら、八五六番歌を俊頼の詠作と明示していないのも、おそらくは三句目を範兼が意識的に改作したからであろうと考える。

さて、そのようにして成立した『和歌童蒙抄』における八五六番歌注は、上覚の『和歌色葉』（建久九年（一一九八）成立）に採用される。次に該当部分を引用する。引用は、『原装影印版古辞書叢刊』の静嘉堂文庫蔵本の複製本により、私に濁点・句読点を付す。

八十五 いかにせむうさかの森にみをすれど君がしもとの数
ならぬみを

うさかのもりは越中国にあり。その森におはする神の祭の日禰宜ののちを申す時に、その年の中に女の男したる数を申さする也。さて、すはえもちて女のしりを打つ也。さればしりうちの祭となむいひ伝へたる。みをすればとは神に物まゐらするをいふ也。進食とかけり。進食とはみをしすとよむ也。委は日本紀第七にみえたり。

右の引用と先に示した『和歌童蒙抄』の引用部分とを比較してみると、『和歌色葉』は『和歌童蒙抄』の注釈をほぼそのままに取り入れていることがわかる。そして、この際注意しておかねばならないのは、黒田彰子「和歌注釈をめぐって―和歌童蒙抄と和歌色葉―」（『和歌文学研究』第五三号 昭和六十一年）に指摘があるように、『和歌色葉』においては、注釈に資料を引用する際に、その資料の原典は殆ど参照されていない、つまり資料の孫引きがされているのであって、しかもそうした態度は、『和歌童蒙抄』を除く院政期・鎌倉期の和歌注釈においてごくあたりまえにみられるということである。いま当面している例でいえば、上寛は『日本書紀』に当り直して「委は日本紀第七にみえたり」といつているのではなくて、『和歌童蒙抄』の「委見日本紀第七」をそのままに引用しているだけだということである。このような注釈態度は、『和歌色葉』のこの部分に關していえば、それほどの問題をおこしているようには見えないのだが、実は「委は日本紀第七にみえたり」という部分の解釈にある種のズレを引き起こすものになつていたのである。即ち、その解釈のズレとは、日本紀第七にみえるのは、「進食」という語の用例ではなくて、うさかのしりうちの祭の記事である、という解釈のズレである。その解釈のズレは、『和歌色葉』においてすでに始まつているのかどうか明らかではないけれども、次に引用する『色葉和難集』（嘉貞二年（一

二三六）以降、鎌倉中期以前成立か）においては、はっきりと顕在化している。なお、当該箇所引用にあつては、静嘉堂文庫蔵片（仮名本により、私に濁点・句読点を付す）。

一、ウサカノモリ

イカニセンウサカノモリニミワストモ君ガシモトノ数

ナラヌ身ハ

俊頼云、是ハ、越中国ウサカノ明神ト申スカミノマツリノヒ、サカキノシモトニテ、女ノヲトコシタル数ニシタガヒテウツナリ。ランナソノヨリニハネギニシリヲマカセテフセリ。ネギシモトヲモチテ数ヲトフ。オホカルランナハヂテカクセバ、タチマチニ罰アリ。タゞシフルキ歌ノ見エネバシバシ俊頼ガ歌ヲカキテ云ナリ。シリウチノマツリトイヒツタヘタリ。日本紀第七二見エタリ云々。

右の引用を一見すればわかるように、この八五六番歌注は、ほとんど「俊頼髓腦」の八五六番歌注によつてゐる。といふことは、八五六番歌の三句目は「ミワストモ」であつて、『和歌童蒙抄』や『和歌色葉』のように「ミヤスレド（ミヤスレバ）」とはなつていないのである。にもかかわらず、『和歌童蒙抄』や『和歌色葉』にある「日本紀第七二見エタリ」という注文をも継承している。ここにおいては、この注文は、日本紀第七にみえるのはうさかのしりうちの祭の記事であると解釈せざるを得ない。つま

り、「色葉和雜集」においては、「日本書紀」にあたることなく「和歌童蒙抄」ないしは「和歌色葉」の如き八五六番歌注を読んだために、日本紀第七に見えるのはうさかのしりうち祭の記事であるという解釈の誤りをおかしてしまつたわけである。

四 まとめ

このあたりで、本稿のはじめにとりあげた「彰考館本伊勢物語抄」の問題に戻りたい。ここにおいて、前節までに述べ来たつたところによつて、本来「日本書紀」にあるはずのない、うさかのしりうちの祭の話が「にほんぎに、いはく」として記される事情は了解されるようである。

「彰考館本伊勢物語抄」の加注者は、その同文度よりみて、おそらく「和歌色葉」によつて、当該部分の注を記したのであらう。そしてその際に、「色葉和雜集」の著者がおかしたのであらう誤解と同じ様に「和歌色葉」の八五六番歌注を誤解して、うさかのしりうちの祭の話を「にほんぎに、いはく」として記したのであらうと考えられる。そしてまた、詠作者の記されていない、三句目が「みをすれば」（本稿で引用した静嘉堂文庫蔵本では「みをすれど」）に作るが、例えば流布版本のように「みをすれば」となっている本もある）となつてゐる八五六番歌を「まんようす（万葉集）」の歌としたのである。

以上、「彰考館本伊勢物語抄」の「日本書紀」に見えない「日本紀」の説話を問題の出発点に、その成立の淵源を求めて、「俊頼髓脳」から「和歌童蒙抄」「和歌色葉」を経て「彰考館本伊勢物語抄」に至る、「散木奇歌集」八五六番歌注の伝承と変容のありさまを追跡してみた。この場合、「和歌童蒙抄」における藤原範兼による「散木奇歌集」八五六番歌の字句改変とそれと一体をなす「日本紀」を用いた注の付加、それに作者俊頼の名の不注記が、「日本書紀」にない「日本紀」の説話成立の下地を用意し、そして、「和歌童蒙抄」の注説が以降の和歌注釈の世界でいざさか不用意に継承されることによつて生じた注文解釈のズレが、終には「彰考館本伊勢物語抄」にみられるがごとき「日本書紀」にはない「日本紀」の説話と万葉擬歌とを生じせしめたのである。

〔付記〕本稿は、平成六年十一月二十六日の高知大学国語国文学会における口頭発表の内容をもとにしてゐる。また、本稿は、平成六年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)による研究成果の一部である。

（ふくしま・ひさし 高知大学助教授）